

## 中核的労働要求事項に関する方針声明

相互印刷株式会社は、国際労働機関（ILO）の労働における基本的原則および権利に関する宣言に基づき、中核的労働要求事項に定められた事項を尊重、実現するために以下の方針を表明します。

### 1. 児童労働の禁止

国内法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。

### 2. 強制労働の禁止

いかなる就業形態においても、不当な労働を強制しません。

### 3. 雇用及び職業における差別の撤廃

基本的人権を尊重し、国籍・人種・出身地・性別・宗教・疾病・障がいなどによる差別、ハラスメントなど人権を無視する行為を行いません。

### 4. 結社の自由と団体交渉権の尊重

従業員の団結権、団体交渉をはじめ、労働者の権利を尊重します。

2022年9月1日

相互印刷株式会社

代表取締役社長 井谷英彦